役員及び評議員の再任に係る信任投票の実施について　会告

日本心療内科学会
第 21・22 期役員および評議員　各位

令和 8 年 3 月 8 日に開催された第 65 回理事会において、次期（第 23 期・第 24 期）役員及び評議員の再任のための評議員による信任投票の実施が承認され、丸岡秀一郎理事が実行委員長に選ばれました。

また、令和 7 年 12 月 6 日に開かれた第 22 回定期総会において、令和 8 年度（2026 年度第 22 期）事業計画が承認されましたので、役員再任に係る信任投票を令和 8 年(2026 年)7 月に実施予定です。

投票の結果により、理事会において理事・評議員の再任等の審議を行います。

なお、今年度（2026 年度）の年会費が未納の方は、投票権が滅失し再任することが出来なくなります。至急ご納入下さいますようお願いします。

「役員及び評議員選任規程」抜粋

第 2 章第 13 条（評議員の再任）

理事会が、この規程により選任された評議員の再任の諮問を評議員会に行った場合は、評議員会において信任投票を実施し、その過半数の信任を以って、任期満了後も評議員の任期を更新できるものとする.

第 3 章第 16 条第 4 項(理事の選任)

理事会が、この規程により選任された理事の再任の諮問を評議員会に行った場合は、評議員会において信任投票を実施し、その過半数の信任を以って、任期満了後も理事の任期を更新できるものとする.